

### 平成22年秋季全国火災予防運動の実施について

総務省消防庁

消防庁では、「『消したかな』あなたを守る合い言葉」を平成22年度全国統一防火標語とし、平22年11月9日から15日までの7日間にわたり、平成22年秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。この期間に各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加し、防火に対する正しい知識・技能の習得に努めて下さい。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅用火災警報器の設置が全国で義務化される平成23年6月に向けた「当面の重点実施項目」や住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を活用し、積極的な広報を行うこととしています。

そして、この運動を機に地域住民に対し、日頃忘れがちな火災に対する警戒心の喚起を行い、一人ひとりに防火の重要性を自覚させ、日常生活での防火の実践を働きかけましょう。



平成22年秋季全国火災予防運動  
広報ポスター

#### 住宅用火災警報器の普及に向けた 「当面の重点実施項目」

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
4. 住宅用火災警報器の効果・奏功事例を活用した広報活動
5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化

#### ～住宅防火いのちを守る7つのポイント～ —3つの習慣・4つの対策—

##### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの習慣

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。